

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年1月20日
【会社名】	日本水産株式会社
【英訳名】	NIPPON SUISAN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 細見典男
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役専務執行役員 小池邦彦
【本店の所在の場所】	東京都港区西新橋一丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月26日に提出している第98期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項に基づき内部統制報告書の訂正報告書を提出するものである。

2 【訂正事項】

3．評価結果に関する事項

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示している。

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

記

当社は、米国会計基準又は国際財務報告基準を適用している在外連結子会社が計上しているのれん等について、連結決算手続上、規則的に償却しているが、上記の会計処理に係わる税効果会計の適用の誤りが判明した。

これにより、当社は過年度の決算を訂正するとともに、平成24年3月期から平成28年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成29年3月期第2四半期までの四半期報告書について訂正報告書を提出した。

上記の誤謬は、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計の検証手続が不足していたことが原因であり、財務報告に重要な影響を及ぼしていることから、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。

上記の開示すべき不備が、当事業年度末日までに是正されなかった理由は、これらの事実の判明が翌事業年度以降となったためである。上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な訂正事項は、有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書において適正に訂正している。

当社としては、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、在外連結子会社ののれん等の償却に係わる税効果会計等の特殊な会計処理に関する連結決算プロセスの整備・運用の更なる強化を図り、財務報告の信頼性を確保していく方針である。